

# 兵庫県丹波篠山市基本計画

## 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

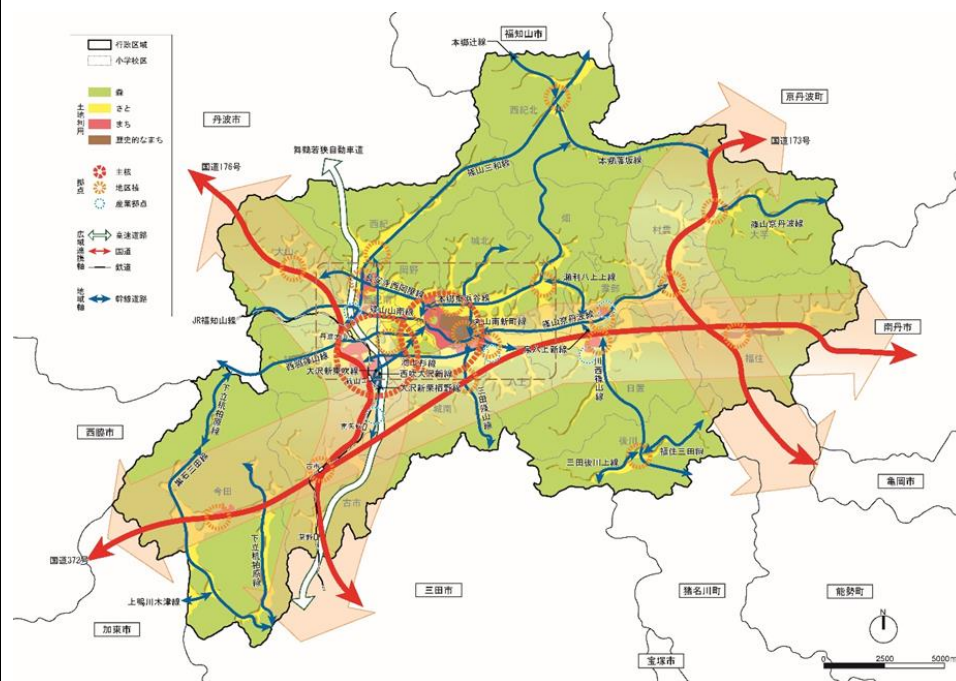
### (1) 促進区域

設定する区域は、平成 30 年 1 月 1 日現在における丹波篠山市の行政区域であり、概ねの面積は 37,759 ヘクタールである。

本促進区域には、国指定の天然記念物オオサンショウウオが生息する区域を含むため、「8 環境保全のために配慮を行う事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本促進区域には、以下の地域を除くものとする。

- ・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する自然公園地域
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣保護区
- ・兵庫県立自然公園条例（昭和 38 年兵庫県条例第 80 号）に規定する自然公園の区域
- ・環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）に規定する区域（自然環境保全地域、環境緑地保全地域及び郷土記念物）
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・兵庫県版レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観（別紙参照）
- ・丹波篠山市土地利用基本計画に定める土地利用区域のうち、開発行為等に関する立地基準に適合しない区域（自然環境保全・森林レクリエーション・農住調和・歴史環境形成区域）（別紙参照）



(促進区域の可住地面積)

当地域の可住地面積は以下のとおりである。

| 全面積          | 可住地面積        |
|--------------|--------------|
| 37,759 ヘクタール | 26,446 ヘクタール |

(2) 地域の特徴 (地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)

(地理的条件)

丹波篠山市は、兵庫県の中東部に位置し、南北 24.7 km、東西 31.4 km に広がり、総面積は 37,759ha で県全体の 4.5% を占めている。

市域は篠山盆地を中央に据え、その周辺を 400~800m 級の山並みに取り囲まれており、全面積の 4 分の 3 が森林で占められている。また、山系は自然環境に優れた地域が多く、多紀連山県立自然公園、猪名川溪谷県立自然公園、清水東条湖立杭県立自然公園の 3 地域が指定されている。

盆地の中央部を篠山川が西流し、加古川を経て瀬戸内海へ至る。南東部域でも羽束川が西流し武庫川に至るとともに、北部域では友渕川が北流し由良川を経て日本海に注いでいる。

気温の年較差・日較差とも大きく、秋から冬にかけては盆地特有の濃霧、通称「丹波霧」の発生が地域特産作物である丹波篠山黒大豆、丹波篠山黒枝豆、丹波篠山山の芋、丹波栗、丹波松茸等を生み、育てていると言われている。これらの特産作物は気候風土と共に丹波篠山ブランドを形成し全国的な知名度がある。

(インフラの整備状況)

高速道路は、南北に舞鶴若狭自動車道が通り、市内中心部の丹南篠山口 IC を利用することで阪神間の関連工業地域や大消費地、また、舞鶴港までを約 1 時間で結び、物流時間の短縮が可能である。平成 29 年 12 月には新名神高速道路の高槻 JCT・IC~川西 IC 間、平成 30 年 3 月には川西 IC~神戸 JCT 間が開通している。

一般国道については、国道 173 号、176 号、372 号が通っている。丹波篠山市は大阪、神戸、京都や舞鶴港が約 50 km、姫路までが約 60 km の圏内に位置し、これらの国道を利用することで近郊の物流経路を補完し、効率的に行うことができる。

鉄道については、JR 福知山線が通り、市内に 5 箇所の駅を有する。平成 9 年に複線電化が完了した篠山口駅以南については、概ね 1 時間で JR 大阪駅にアクセスでき、約 20 分に 1 本程度の便数もある。

(産業構造)

丹波篠山市の産業を市内総生産で見ると、平成 27 年度では 1,447 億円 (平成 27 年度兵庫県市町民経済計算) で、第 2 次産業 33.5%・第 3 次産業 63.8% と製造業やサービス業・不動産業の割合が高くなっている。

城下町や温泉、丹波焼、重要伝統的建造群保存地区に選定された 2 カ所の町並み等に加え、丹波篠山黒大豆、山の芋、お茶、栗等の農作物、日本遺産に認定された丹波篠山デカ

ンショ節などの観光資源が豊富で、年間約 240 万人の観光客が訪れるまちとして、小売業や飲食業などの観光産業が盛んである。

製造業では、過去 10 年で見ると、京阪神間へのアクセスなどを理由に金属製品加工業や食品製造業、印刷業などの工場が進出する例も出てきており、多種多様な産業が集積している。また、丹波篠山黒大豆に代表される丹波篠山ブランドの農作物を有することから、既存産業にも「食と農」の色合いが強く、不二製油グループのフジフレッシュフーズ株式会社、ケンミン食品株式会社に代表される食料品製造業の集積や、黄桜株式会社に代表される大手酒造メーカーから、鳳鳴酒造、狩場酒造場のような地酒蔵元等多数の酒蔵が集積している。

(人口分布の状況等)

丹波篠山市の人口は、国勢調査によると平成 27 年で 41,490 人となっており、平成 12 年の 46,325 人を頭打ちに減少傾向にある。生産年齢人口比率は、全国や兵庫県と比較しても低く、高齢人口比率は高くなっている。しかし、転入数は近年少しずつ増加している。

平成 28 年 3 月には「丹波篠山市人口ビジョン」を策定し、将来人口展望や、地域課題の解決に向けた方向性を示すとともに、人口減少の抑制に向けた取り組みのためのガイドラインとして策定した「丹波篠山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、市民や事業者、行政等が一体となって、まち・ひと・しごと創生に関する施策を展開している。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

丹波篠山市総合計画では、市の将来像を「人・自然・文化が織りなす食と農の都」と設定し、産業の振興については、観光・文化・まちづくりと、ものづくりを 2 つの大きな柱と位置付け、「ものづくりと商いで丹波篠山を興す」としている。「幸せは丹波篠山の暮らしの中にある」という新しい価値観をもって、丹波篠山でこそ実現できる幸せを未来に引き継いでいこうと取り組んでいる。

増加傾向にある丹波篠山市の観光客数は年間に約 240 万人を超え、多くの付加価値を生み出す可能性がある。しかし、RESAS によると産業全体の付加価値額のうち飲食は 699 百万円（産業全体の 1.8%）、宿泊業は 234 百万円（産業全体の 0.6%）にとどまっている。これらの数値は、兵庫県内では平均的であり、食と農の連携による新しい産業の育成や、宿泊施設も含めた観光資源をネットワーク化することにより、観光客の滞在時間を伸ばし、さらなる付加価値を生み出していく。

城下町や温泉、丹波焼や丹波篠山黒大豆等の豊富な観光資源を有効活用し、新しい観光ルートを開発するなど周遊性を高めることで、域外の消費者を対象とした産業の成長を目指す。

また、製造業については、RESAS によると、産業全体の付加価値額 38,172 百万円のうち約半数である 43.9%を占め、プラスチック製品、電子部品、食料品、金属製品の製造業が地域経済を牽引する重要な産業であることから、農村産業法に基づく 2 カ所の産業導入地区をはじめ、空き工場等への誘致を引き続き進めるとともに、日本六古窯の一つであ

る丹波焼の産地として窯業も盛んであることから、丹波焼など伝統工芸産業の更なる振興を図り、付加価値額の増加と地域雇用の拡大を目指す。

(2) 経済的効果の目標

1 件当たりの平均 53.80 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 5 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.5 倍の波及効果を与え、促進区域で 400 百万円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPI として、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

|       | 現状 | 計画終了後   | 増加率 |
|-------|----|---------|-----|
| 付加価値額 | —  | 400 百万円 | —   |

【任意記載の K P I】

|                 | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|-----------------|----|-------|-----|
| 地域経済牽引事業の承認事業件数 | —  | 5 件   | —   |

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 53.80 百万円(兵庫県)の 1 事業所あたり平均付加価値額(経済センサス-活動調査(平成 28 年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 1%以上増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1%以上増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 1%以上増加すること

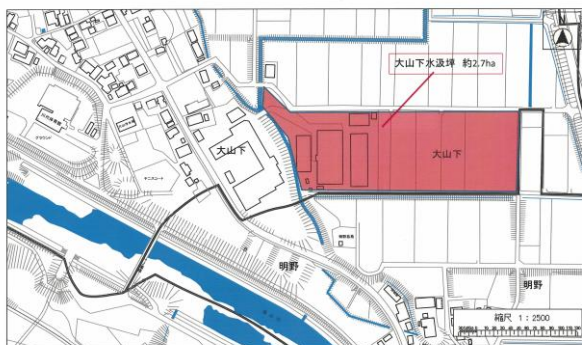
#### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

##### (1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

##### 【重点促進区域】

丹波篠山市大山下字水汲坪



##### (概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約 2.7 ヘクタールであり、このうち東側 1.5 ヘクタールが農地となっており、全て農用地区域に設定されている。また、区域全体が都市計画区域（非線引き）である。

本区域は、あらゆる産業の現場に使われているばねの製造事業者が 50 年以上継続して製造業を営む区域であり、市域の北西部に位置し、国道 176 号が南北に通っていることで、丹波篠山口 IC までのアクセスは約 10 分と容易である。

このような交通アクセスの良さから、本区域において地域経済牽引事業を促進することが適切であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域は、農用地区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

##### (関連計画における記載等)

平成 26 年 10 月に丹波篠山市が策定した土地利用基本計画（第 2 次丹波篠山市国土利用計画）では、田園環境保全区域に位置付けられているが、産業振興に資するもので田園環境に配慮した工業施設の立地は可能であるとされている。

丹波篠山市農業振興地域整備計画においては、農業従事者の安定的な就業の促進の目標において、地域に従業する事業所の確保も重要としており、市内企業の確保・拡張などにより安定的な就業の場を確保し、若年層の定住化を進める必要があるとしており、一定の要件を満たす場合には、農用地区域の除外手続きを行うことで産業立地を可能としている。

(2) 区域設定の理由

市内の造成済み工業団地は、泉工業団地をはじめ 9 カ所のすべてが完売しており、未造成の農産団地篠山中央地区は完売予定、農産団地犬飼・初田地区については、売買条件を検討中である。また、宅地化された遊休地などの工場が立地可能な未利用地は無い。

本区域では 50 年以上にわたり、豊かな田園空間とともにばねの製造が行われ、基幹産業である農業を支えるための雇用の場を提供してきた。今後も農業従事者の安定した就業の場の確保につながるなど、企業にとっての操業環境の確保を行うことで、活力あるまちづくりにつながる好循環が見込まれる。

なお、一部の用地については、地域未来投資促進法に基づく農用地区域からの除外及び農地転用を前提とするため、関係行政機関との調整や関係計画との整合、及び周辺住民の理解を図る。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①丹波篠山市の城下町や温泉、丹波焼や丹波篠山黒大豆等の観光資源を活用した観光・文化・まちづくり分野
- ②丹波篠山市の食料品製造業、プラスチック・電子部品・金属製品等の製造業の集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ①丹波篠山市の城下町や温泉、丹波焼や丹波篠山黒大豆等の観光資源を活用した観光・文化・まちづくり分野

兵庫県観光客動態調査によると、平成 28 年度の丹波篠山市への観光入込客数・来訪者数は、240.3 万人で、8 月の民謡の祭典「丹波篠山デカンショ祭」、10 月の黒枝豆など秋の味覚を楽しむイベント「丹波篠山味まつり」のシーズンには、外国人観光客も含め 1 カ月で 20 万人以上が市内観光に訪れる。これらのイベントが行われる篠山城跡周辺は、篠山城大書院、御徒士町武家屋敷群を含む重要伝統的建造物群保存地区にも指定されるなど、イベント以外でも史跡鑑賞や町並み歩きを目的とした観光も盛んであり、RESAS によると篠山城跡は指定地域の目的地一覧の検索件数で 1 位、温泉は 2 位となっている。

800 年以上の歴史をもつ丹波焼は、瀬戸、常滑、信楽、備前、越前とともに日本六古窯の一つに数えられ、篠山城跡から南西約 15 km の山あいには丹波焼の里がある。古くから陶芸に適した粘土が採掘できる地の利があるため窯業が栄えており、約 60 軒の窯元が集積している。平成 29 年 4 月には丹波焼を含む日本六古窯が日本遺産に認定されたこともあ

り、窯元近くにある兵庫陶芸美術館の平成 29 年度上半期の入込客数は、昨年度対比で 141%の来場者があった。

また、丹波篠山黒豆に代表される「丹波篠山ブランド」の農産物も観光産業として周知されており、平成 27～28 年兵庫農林水産統計年報によると、丹波篠山黒豆は県全体の大豆作付面積の 27.3%を占め、年間収穫量 700 トンは県内 1 位を誇っている。

こうした地域特性の誘客効果もあり、兵庫県観光客動態調査による観光客数は、平成 26 年度の 230.6 万人から毎年増加し、平成 29 年度には 247.0 万人（丹波篠山市集計）となっており、多くの観光客でにぎわう秋の味覚シーズンだけでなく、年間を通じて丹波篠山を訪れる観光客は増えている。

丹波篠山市が事務局を担い、観光・宿泊・食事関連施設、地域・金融・交通関係機関などで構成する丹波篠山観光推進協議会では、①地域資源を活かした滞在時間の延長、②城下町地区と丹波焼の里である今田地区での周遊性を高める仕組みづくり、③外国人観光客の受入態勢の整備、④おもてなし風土の醸成－を施策の柱とした観光振興に取り組んでいる。

その成果もあり、観光客は京阪神から近く日帰りが一般的であるが、宿泊者数についても平成 26 年度の 11.9 万人、平成 27 年度 12 万人、平成 28 年度 12.4 万人、平成 29 年度 13.2 万人と順調に増加している。

平成 27 年 4 月には文化庁が創設した日本遺産第 1 号として「丹波篠山デカンショ節—民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶—」が認定された。これは、デカンショ節の歌詞にある歴史や文化、豊かな自然や景観、そしてそれらを守り育んだ農の営みが高く評価されたものである。さらに同年 12 月には、国連教育科学文化機関（ユネスコ）が創設する「創造都市ネットワーク」のクラフト&フォークアート（伝統工芸や地域文化）部門に選ばれた。丹波篠山市では、観光地域づくりの舵取り役として、観光推進組織 DMO の設立の検討を進め、地域の伝統文化を活かした着地型観光を推進し、市外から人を呼び込む仕組みづくりに取り組んでいる。

篠山城下町や温泉、丹波焼、丹波篠山ブランド等の観光資源を活用した観光・文化・まちづくり産業を幅広く支援することで、経済波及効果を高めていく。

## ②丹波篠山市の食料品製造業、プラスチック・電子部品・金属製品等の製造業の集積を活用した成長ものづくり分野

丹波篠山市では、平成 27 年度兵庫県市町民経済計算によると第 2 次産業の就業者の割合が 33.5%と県の平均(28.4%)を若干上回っている。RESAS によると全産業の付加価値額 38,172 百万円のうち、約 44%にあたる 16,722 百万円、売上高の約 72%を製造業が占め、96 事業所が立地している。

製造業の事業所数では、食料品製造業（12 事業所）、プラスチック製品製造業（11 事業所）、金属製品製造業（9 事業所）となっている。中でも、プラスチック製品製造業の 2,755 百万円や、電子部品・デバイス・電子回路製造業の 1,709 百万円が大きく付加価値を生み出しており、付加価値額ベースの特化係数はそれぞれ 7.07、4.92 と高い水準にあり、雇用の創出や持続的な産業成長に寄与し、地域の経済を牽引している。

また、丹波焼に代表される窯業については、従業者数別の特化係数については 2.41 と

高い水準にあり、観光産業との連携なども含めた高付加価値なものづくりで地域経済牽引事業の創出を目指す。

このほか、本地域では、食料品製造業の進出が進んでいる例もあり、今後の地域経済を牽引する産業の一つと位置付けられる。

丹波篠山市ではこれら製造業の設備投資に対して「丹波篠山市企業立地及び雇用促進に関する条例」により、工場等施設整備奨励金や雇用促進奨励金を交付することで、企業の初期投資を軽減している。

また、兵庫県では、「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（兵庫県産業立地条例）」に基づく認定を行った企業に対し、不動産取得税や法人事業税の不均一課税、設備投資及び雇用に対する補助金、低利融資等の優遇措置により支援している。

これら、地域特性とさまざまな優遇施策によって成長ものづくり分野における稼ぐ力を伸ばしていく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①丹波篠山市企業立地及び雇用促進に関する条例

##### ・工場等施設整備奨励金

地元雇用者の増を伴う工場等の新設・増設に対する固定資産税相当額の支援。

##### ・雇用促進奨励金

工場等の新設・増設に伴う市内在住の新規常用雇用者の増加に対し、1人10万円を支援。

上記のほか、農村産業法に基づく2カ所の産業導入地区への立地企業へはさらなる優遇制度を検討するとともに、水道料金などの軽減を図るための制度についても検討を進める。

#### ②地方創生関連施策

平成31年度以降、地方創生推進交付金を活用し、①丹波篠山市の城下町や温泉、丹波焼や丹波篠山黒豆等の観光資源を活用した観光・文化・まちづくり分野、②丹波篠山市の食料品製造業、プラスチック・電子部品・金属製品などの製造業の集積を活用した成長ものづくり分野において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を実施する予定。



・観光 DMO

丹波篠山市は「日本遺産のまち」「ユネスコ創造都市ネットワーク加盟市」として、地域資源の価値を高めながら、着地型観光を提案する観光推進組織 DMO の設立を目指し、地域住民が地域に誇りがもてる観光まちづくりを支援し、市外から人を呼び込む仕組みづくりに取り組む。平成 30 年度には、本市の玄関口である JR 篠山口駅の観光案内所・土産物コーナーをリニューアルし、設立を検討している DMO 的な機能を併設、観光協会と連携した着地型観光のワンストップ窓口として整備する。

・神戸大学・丹波篠山市農村イノベーションラボ利活用促進事業

本市の玄関口である JR 篠山口駅構内の一部を整備し、人材育成拠点「神戸大学・丹波篠山市農村イノベーションラボ」を設置している。地域で活躍できる人材を育てることを目的として、神戸大学をはじめとする大学や民間金融機関等と連携し、若者のしごとの創出と実践家のネットワークの構築をめざして、地域ビジネス創出講座、起業・経営支援（ソーシャルビジネスの学び、ハンズオン支援）などの事業を実施する。また、ラボでビジネスのノウハウを学んだ者を地域で受け入れる体制を整えるため、貸し事務所兼最低限の居住スペース「地域ラボ」を整備し、運営する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①オープンデータの推進

オープンデータ化の取り組みは、民間サービスの創出ができることから、市では推進に向けた庁内の体制やデータ作成のルールづくりを進めるとともに、国や県のガイドラインや民間ニーズ調査等にも留意して、丹波篠山市が保有する各種行政情報等のオープンデータ化と、その利用促進に積極的に取り組んでいく。

丹波篠山市においては、市ホームページにおける「丹波篠山市統計書」の公表等により、保有するデータの公開を行うとともに、事業者が利活用しやすいようデータ項目の追加等の取り組みを進める。なお、保有データの公開に当たっては、個人情報保護法、丹波篠山市個人情報保護条例を遵守し、個人情報保護を徹底する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談体制の整備

丹波篠山市企画総務部創造都市課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合は、関係部署、関係機関と連携・調整した上で対応を検討する。

併せて、兵庫県産業労働部内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進

兵庫県企業庁及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による本市 PR 活動に努める。

②兵庫県の優遇措置の活用による企業立地促進

兵庫県産業立地条例による法人事業税と不動産取得税の減免、設備投資と雇用に係る

補助金の支給等の優遇措置を積極的に周知し、誘致活動を展開する。

③交通インフラの整備

円滑な物流輸送を実現することで産業立地を促進するとともに、京阪神間からの観光客の渋滞緩和等の観光振興にも役立てるため、交通インフラの整備に向けた検討を行う。

(6) 実施スケジュール

| 取組事項                                  | 平成 30 年度          | 平成 31～令和 4 年度           | 令和 5 年度<br>(最終年度) |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| <b>【制度の整備】</b>                        |                   |                         |                   |
| ①丹波篠山市企業立地及び雇用促進に関する条例                | 運用<br>12 月議会で制度改正 | 運用<br>必要に応じた制度改正        | 運用                |
| ②地方創生関連施策                             | 継続実施              | 継続実施<br>必要に応じた事業計画の追加申請 | 継続実施              |
| <b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b> |                   |                         |                   |
| ①オープンデータの推進                           | 運用                | 運用<br>必要に応じた項目の追加       | 運用                |
| <b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>          |                   |                         |                   |
| ①相談体制の整備                              | 継続実施              | 継続実施                    | 継続実施              |
| <b>【その他】</b>                          |                   |                         |                   |
| ① 企業誘致活動の推進                           | 継続実施              | 継続実施                    | 継続実施              |
| ② 兵庫県の優遇措置の活用による企業立地促進                | 継続実施              | 継続実施                    | 継続実施              |
| ③ 交通インフラの整備                           | 検討                | 広域的検討・概略設計              | 事業実施              |

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、兵庫県が設置する公益財団法人ひょうご産業活性化センター、兵庫県立工業技術センター、丹波篠山市商工会など、

県内、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して、支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、丹波篠山市及び兵庫県では、これらの支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、各支援機関の理解醸成に努める。

## (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の内容及び実施方法

### ①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行う。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行う。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行う。

### ②兵庫県立工業技術センター

センターが保有する研究成果や施設機器等の様々な資源を利活用し、事業者ニーズに対応した技術相談や製品の開発支援などを行い、ものづくり技術基盤の強化等による産業競争力の強化やオンリーワン企業の成長を図る。また、センターの組織で、市内に立地する繊維工業技術支援センターにおいて、技術者養成や事業者との新技術の共同開発を行い、産地ブランド化の確立に向けた新商品や高付加価値製品の創出の支援を行う。

### ③ひょうご・神戸投資サポートセンター

市内の産業用地情報の収集を行い、丹波篠山市と情報を共有し、進出を希望する企業への情報提供を行う。

### ④丹波篠山市商工会

丹波篠山市内の商工業者の振興と経済発展を図るため、既存企業の高度化や経済革新に向けたセミナーの開催、金融、税務、労務に関する相談、融資の斡旋、指導を行い、地元企業にとって身近な相談窓口として支援を行う。

### ⑤市内金融機関（兵庫県信用組合）

経営改善等に向けて事業者への資金供給を行っている。地域社会の発展と地域経済の活性化および市民サービスの向上を目的に丹波篠山市と締結した包括地域連携協定に基

づき、観光振興や起業支援、人口減少や雇用対策に関する取り組みを連携して行う。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新たに開発行為を行う場合は、丹波篠山市土地利用基本計画の基本構想や周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては、丹波篠山市環境基本計画及び丹波篠山市景観計画等を踏まえ、環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を実施する場合には、事業活動等が地域住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会などを実施し、理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

国の天然記念物であるオオサンショウウオの生息地である羽束川および西山川については、国、県および市の自然環境等担当部局と十分に調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、その保全を図られるよう十分配慮して行う。

### (2) 安全な住民生活の保全

#### 1 安全な市民生活の確保

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

#### ①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

#### ②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

### ③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

### ④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

### ⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

### ⑥不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、所轄の警察署と協議を行い、街路灯や防犯カメラの設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携をはかりながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

## 2 地域犯罪抑止力の向上

本市では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

### (3) その他

#### ①PDCA体制の整備等

丹波篠山市企画総務部創造都市課において、本基本計画および承認地域経済牽引事業の実施状況の取りまとめを行い、検討会議を年1回開催する。また、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

### (1) 総論

重点促進区域内においては、次のとおり農地が存在しているため、これらの地域で地域経済牽引事業を実施する場合には、土地利用調整計画を策定する必要がある。なお、当該地域では、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されている農地がある。

#### (農地・農用地区域)

丹波篠山市大山下字水汲坪 262 番・263 番・264 番・265 番 1・265 番 2・265 番 3・266 番 1・266 番 2・267 番・268 番

#### (地区内における公共施設整備の状況)

本区域は、市の北西部に位置し、国道 176 号が南北に通っていることで、丹南篠山口 IC までのアクセスは約 10 分と容易であり、京阪神まで約 1 時間の所要時間で移動が可能である。

また、本区域は電気・上水道・下水道のインフラも整備済みであり、大規模な整備等を行う必要はない。なお、接続工事等の公共施設整備は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。

#### (地区内の遊休地等の状況等)

丹波篠山市内において、造成済み工業団地は、泉工業団地をはじめ 9 カ所のすべてが完売しており、未造成の農産団地篠山中央地区は完売予定、農産団地犬飼・初田地区については、売買条件を検討中である。また、宅地化された遊休地などの工場が立地可能な未利用地は無い。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

#### (他計画との調和等)

本区域は、既に企業が立地している産業用地以外のほとんどが団体営ほ場整備事業 (S50～S55) により区画整理された農地で、農用地区域に指定されているが、産業振興への関心も高まっている。

丹波篠山市土地利用基本計画 (第 2 次丹波篠山市国土利用計画) では、田園環境保全区域に位置付けられているが、産業振興に資するもので田園環境に配慮した工業施設の立地は可能であるとされている。

また、丹波篠山市農業振興地域整備計画においては、農業従事者の安定的な就業の促進の目標において、地域に従業する事業所の確保も重要としており、市内企業の確保・拡張などにより安定的な就業の場を確保し、若年層の定住化を進める必要があるとされている。

今般、当該区域は、地域の特性である製造業の集積を活用したものづくり分野における新たな事業展開を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものである。

これらの計画を踏まえ、本区域での地域経済牽引事業について、関係部局等と計画的

な土地利用を進めることにより、他計画との調和を図っていく。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、丹波篠山市及び兵庫県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域内には集団的農地が含まれており、農用地区域が設定されている。土地利用調整区域の設定に当たり、やむを得ず農地において設定する場合は、地域の特性である製造業の集積を活用したものづくり分野が集積する地域と一体的な土地利用ができるとともに、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる、また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じるような事態を避けるなど、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう耕作者の同意を得ながら、丹波篠山市及び兵庫県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

また、本区域において、今後、農業用排水施設の更新事業が実施される場合でも、当該事業の受益地において開発が行われることを避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5（1）地域の特性及び活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、本区域に関しては、全域では場整備事業が実施されており、ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域において、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後、実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管

理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項  
なし

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。